

半田市水道料金等審議会（第 3 回）議事録

開催日時	令和 7 年 8 月 6 日（水）	19 時 00 分～21 時 00 分
開催場所	半田市役所 大会議室	
出席委員	（会長） （副会長） 千頭 聡 丸山恭司 （委員） 近藤敏通、小柳 厚、榊原 太、小野田 靖、半田雅也、渡邊千恵 大坪成生、内田智也、星野弘美 ※敬称略	
事務局	下水道課長（榊原健史）、村瀬洋紀、宗森奈津子、木村元紀、坂崎史侑	
議事	（議事） （１）前回（第 2 回）審議内容の確認 （２）使用料体系案について （３）答申に記載する附帯意見について	
次 第	議 事 概 要	
【議題】 （１）前回（第 2 回）審議内容の確認 （２）使用料体系案について	（下水道課長） 本日は、委員 12 名中 11 名の方にご出席いただいておりますことをご報告いたします。また、本日は 5 名の方が傍聴しておりますので皆さんご承知おきください。これ以降の議事進行は、議長であります会長にお願い致します。 （会長） さて、本日は議事が（１）から（３）まであります。前回審議会です少し触れた使用料体系案の中身をどうするかについて、今回本格的に議論し、決定する予定です。よろしくお願ひいたします。 早速ですが、議事の「（１）前回（第 2 回）審議内容の確認」と「（２）使用料体系案について」をまとめて説明してください。事務局よろしくお願ひいたします。 （事務局） ・事務局による説明 （会長） ありがとうございます。質問・意見をいただきながら妥当かどうかを最終的に決めたいと思います。いかがでしょうか。 （委員） 資料の 6、7、8 ページについて、汚水処理費 B を賄うために改定目安額（改定率）の設定を 9.09%にする必要があるとのことですが、シミュレーション①と③はそれを下回っています。これでは経費回収率 100%を毎年維持するという目標が達成できないのではないですか。 （事務局） 各シミュレーションについては、増額後の体系が分かりやすいよう、基本使用料は 10 円、従量使用料は 5 円単位で増加させています。その中で最も改定率が 9.09%に近い数値を採用しています。その点について、問題が無いようでしたら、例えばシミュレーション①について、基本使用料を 215 円増とすれば、改定率 9.11%となり目標を達成可能	

です。

（会長）

問題ないかと思いますが、後に議論しましょう。他に意見のある方はいらっしゃいますか。

（委員）

資料①「県内類似団体等比較分析」について、豊橋市が黒字なのはなぜですか。

（事務局）

豊橋市は 2019 年 4 月に使用料改定を実施しており、使用料単価が 150 円となっています。また、汚水処理原価が他市町村より低い 145 円になっています。つまり、適切に改定が行えているうえ、汚水処理原価が比較的安いことが黒字の要因と思われます。

（委員）

私は職業柄、高齢者と関わることが多いです。半田市の高齢化率が直近で 24.5%という数字であり、2040 年には人口の 1/3 以上が高齢者となるといわれています。また、半田市は 2 世帯住宅より、近居の方が多いという印象です。つまり世帯ごとの人数が少なく、世帯ごとの下水道使用水量は少ないことが予想されます。この状況は 2040 年に向けて加速していくと思います。令和 25 年頃から管路の更新が予定されている中、安定的に収入を確保していかなければならないことを考えると、各世帯の使用水量に左右される従量使用料ではなく基本使用料を上げ、収入を安定化させることが必要だと思います。現在、八潮市の事故等、下水道設備の適切な更新について市民の関心が高まっていると思います。この状況下での値上げは、市民の理解も得られやすいのではないのでしょうか。一方、値上げにより家計に大きな影響のある子育て世代や貧困世帯については、別途行政から何らかの支援を行うことが必要なのではないのでしょうか。

（事務局）

ありがとうございます。値上げにより大きな影響を受ける世帯への支援に関しては、答申書の中で触れさせていただく予定です。

（委員）

下水道接続世帯を増やしていくことも重要だと思います。例えば、下水道が家の前に通っていても、下水道整備区域外の場合は自費で繋げなければいけないですが、そういった方に補助を行う等、繋ぐ意思がある方を支援することも重要かと思います。

また、参考資料「1 か月あたりの使用水量毎の契約戸数」についてですが、使用水量が 0 の世帯はどういう世帯なのですか。

（事務局）

例えば、施設に入ったけど時折戻ってくるため閉栓していない方などが考えられます。この場合、基本使用料のみの負担となります。補助については、先に接続した方が不公平になってしまうような制度は難しいですが、下水道接続世帯を増やすための何らかの施策は必要ですので、今後も検討していきます。

（委員）

やはりご高齢の方だと、繋ぐ意思はあるけれど金銭面で躊躇される方が多い印象です。

（事務局）

下水道未接続の方に接続のお願いをする際、数十万円のお金を用意するのが難しいとい

う話はよく聞きます。一方、下水道法では、下水道整備区域内の方は、速やかに下水道に接続をしなければならないと定められています。難しい部分ではありますが、基本的には接続をお願いしていく必要があると考えています。

（委員）

参考資料の「使用水量毎の契約戸数」について、使用水量 0 の世帯は空き家というわけではないのですね。

（事務局）

はい。

（委員）

前回審議会の資料内にあった流量別の割合では、10 m³までの割合が 43.3%とあったが、今回の資料のグラフの数値とは違うのですか。

（会長）

43.3%という数値は、その区分で計算される収入が全体に占める割合を表しています。その中には、例えば 3 m³の世帯も、100 m³の世帯も入っています。

（委員）

グラフは 50 m³で終わっていますが、その先も続いているのですか。

（事務局）

はい。件数が少ないため省略しています。

（会長）

これまでの議論を一旦まとめます。将来的に人口減が見込まれる中、経営を安定的に維持するためには、基本料金を上げる必要があるという意見がありました。一方で、値上げにより大きく影響を受ける子育て世代や貧困世帯についても配慮し、支援を実施する必要があるのではないかとという意見もありました。本審議会の目的は、第一に下水道事業の安定経営のための料金体系を審議することです。後者についてはもちろん配慮すべき大切な事項ですが、具体的な支援策については、別途市長や議会より提案、審議されるべきものだと思います。他に何かご意見がありますでしょうか

（委員）

シミュレーションの支払い想定計算について確認させてください。シミュレーション①について、10 m³の場合の支払い想定額 1,550 円について、計算の仕方を改めて教えていただけますか。

（事務局）

基本使用料としては、810 円です。従量使用料は 60 円×10 m³で 600 円です。これらの合計 1,410 円に対して消費税 10%を加えると 1,551 円となるので、10 円未満を切り捨て 1,550 円となります。

（委員）

承知しました。

（委員）

今回提示された 3 つの案の違いは、固定費の回収の割合の違いですか。

（会長）

端的にはそういうことです。

(委員)

どの案を採用すべきかについて、判断基準のようなものはありますか。

(事務局)

どの案が優れているということはありませんが、経営の安定化のためには、基本使用料で需要家費及び固定費を全て賄うことが望ましいとされています。

そのため、事務局案としては、目標改定率を達成しつつなるべく基本使用料の割合を高めるシミュレーション①を提示したいと考えています。

(会長)

固定費の割合について、前回使用料改定時の答申にあった 40%という数値は最低限達成したいです。事務局としては、経営の安定を考え、なるべく基本使用料の割合を高めたいということですね。

(委員)

各シミュレーションの改定率をみると、収入額としてはシミュレーション②が一番高いということですか。

(事務局)

先ほど述べた通り、各シミュレーションについては、増額後の体系が利用者に分かりやすいよう、基本使用料は 10 円、従量使用料は 5 円単位で増加させています。その中でも改定率が 9.09%に近い数値を採用しています。確かにシミュレーション②の改定率が最も高いですが、収入としては同程度となることを想定して案を作成しています。

(委員)

シミュレーション①はすべての方の負担が毎月 230 円増加するということですね。一方で、シミュレーション②だと、20 m³までの人は 230 円以下の負担で、代わりにそれ以上の使用水量の世帯が多く負担するため、結果として総収入はほとんど変わらないということですね。

(事務局)

はい。

(会長)

シミュレーション②については、使用水量が多い世帯が多く負担するものです。この場合、経営的には企業などの使用水量の多い契約者に依存する形となります。つまり、例えば企業の流出等があった際に、収入が大きく変動してしまい経営の安定性が下がるというのが事務局の考えですね。

(委員)

基本使用料の割合を高めることも大事ですが、それぞれの区分の負担率も大事だと思います。シミュレーション毎の支払い額の増加率を計算しました。シミュレーション①については、10 m³は 48.3%、15 m³は 38%、20 m³は 32.9%、100 m³は 13.1%と完全に逆進性となっています。参考資料のグラフを見ても、20 m³以下の人が大多数を占めており、その方々の負担が実際どれくらい増えるかという議論も重要だと考えます。また、参考資料「類似団体及び知多4市3町の下水道使用料体系」を見ると、半田市は 10 m³の従量使用量が高く設定されています。固定費の割合だけでなく、その点についてもしっかり議論をするべきだと考えます。

(事務局)

参考資料「類似団体及び知多4市3町の下水道使用料体系」には、使用料改定が未だ進んでいない市町村も多く含まれています。そのため、使用料改定が行われており、経費回収率が100%に近い豊橋市や春日井市を比較対象とするのが適切と考えますので、そこはご了承くださいたいです。

(会長)

現在多くの市町村が、ここ2、3年の間に一斉に使用料改定を検討している状況です。他市町村との比較は重要ですが、改定前の市町村との比較は慎重に行う必要があります。ここまでの議論をまとめます。経営の安定のためには、基本使用料の割合を高める必要があります。しかし、基本使用料を上げるということは、すべての区分の方について同額の値上げとなるので、負担額の増加率が逆進的になってしまうという問題があります。

(委員)

私は普段の業務において、低所得世帯の方や高齢者の単独世帯の方といった、1,000円の出費も厳しいような生活状況の方から相談を受けることが多いです。経営の安定が必要なことは十分理解していますが、そのうえで、そのような方々の負担が増加することは問題だと考えます。そのため、逆進性ではない料金体系の方が良いのではないかと考えます。今は若い単身世帯の方でフードバンクを取りに来る方も増えており、使用料の増加がそのような生活困窮の方の暮らしに大きな影響を与えてしまうことを懸念しています。

(委員)

企業等の大口利用者の立場を考えることも大事だとは思いますが、生活する側の立場で考えると、今の経済情勢は決して良くないと考えます。物価も上がってきている状況の中で、基本使用料を一律で上げるという案が選択肢として本当に良いのかという思いはあります。

(会長)

前回の改定は全ての区分について概ね同額で改定しています。これも当然逆進性です。使用量の少ない方の改定率は高くなっています。逆に同率で改定すると、逆進性はないのですが、利用者が相対的に少ない大口利用者の負担率が大きく増加します。前回の改定の際も同じような議論を行いました。結果的に同額での改定を行ったということです。

(委員)

私は4歳の子供がおり、これから子育てや家のローンでお金がかかる状況です。私と同世代が同じ考え方かどうかは分かりませんが、例えば、経済情勢の悪化で100㎡以上の大口利用の企業が倒産した際、結局後になって多額の使用料を私たち若い世代が払うことになるというのは避けたいと考えています。保険的な意味で、幅広い世帯から基本使用料を徴収して経営の安定を図るシミュレーション①が良いと思います。先ほど政策の話が出ましたが、生活困窮の方には別の形で補助してもらえば良いのではと思います。加えて、シミュレーション①は企業が流出しても経営が安定する上、むしろ企業が流入しやすくなるというメリットがあります。それは、半田市の経済活性にも繋がると

思います。

（委員）

福祉的な観点や産業の育成といった様々な要素全てを使用料に反映させるというのは非常に難しいです。会長の発言であった通り、我々は純粋に、安定的な経営を行うためにはどのような使用料体系にするべきかを議論する必要があると考えます。そのうえで、今後公営企業として持続的に経営が可能かどうかという視点で考えると、シミュレーション①が良いと考えます。②③については、その案を採用する根拠の説明も難しい気がします。これから少子高齢化が加速していく中で、設備更新や新設を控えている状況でもあります。ですので、経済的に体力がある今のうちに、使用料収入の水準を適切なものに変えておく方が良いと思います。生活困窮の世帯に対しては、生活保護等の福祉の側面に対応していただき、本審議会ではあくまで経営的にどうかという議論に注力する必要があると思います。

（委員）

生活する立場では、やはり負担は少ない方が良いという考えです。とはいえ、企業ではなく世帯単位でみると、10 m³使う世帯もあれば50 m³使う世帯もあり、それぞれの収入はおそらくあまり変わらないのではないかと思います。であれば、どの区分についても平等に金額を徴収した方がよいと思います。節水機器の普及で、使用水量は今後減少していくことが予想されますし、収入が増加する要素はあまり考えられないと思います。そのため、シミュレーション①が良いのではないかと考えます。

（委員）

基本使用料と従量使用料の10 m³までの料金というのはセットで考えなければならないと思います。春日井市は、その考えで10 m³を低くしているのではないかと思います。半田市の場合は10 m³の区分で60円と割高に設定されています。多くの人がこの10 m³の利用者になってくるわけですので、その負担感を示すため、各シミュレーションにおけるそれぞれの区分の支払い想定額の増加率を述べます。シミュレーション①について、10 m³の増加率は48.3%です。15 m³は38%、20 m³が32.9%。100 m³が13.1%です。これは非常に逆進性が高いと言えます。シミュレーション②について、10 m³の増加率は36.8%です。15 m³は33.8%、20 m³は32.4%、100 m³は21.7%です。シミュレーション③について、10 m³の増加率は42.1%です。15 m³は35.7%、20 m³は32.4%、100 m³は18.4%です。シミュレーション①について、特に10 m³と100 m³の差が大きいことが分かります。これを実際払う方が納得できるのか疑問です。経営を安定させるために、5～20 m³の大多数の方が一体どれだけの負担を抱え込むのか、そういったことを考えるのも重要なのではないのでしょうか。加えて、基本使用料だけを上げた際に、基本使用料のみ支払っている世帯が、金額が高いという理由で閉栓してしまうという懸念もあります。以上より、今回は経費回収率100%とすることに注力し、基本使用料の割合を高めることは考えず、前回改定と同様の考えの使用料体系であるシミュレーション②にするべきだと考えます。

（会長）

ありがとうございました。1点だけ確認ですが、今でも閉栓は簡単にできますか。また、例えば1ヶ月だけ閉栓するということもできますか。

(事務局)

閉栓費用は掛かりますが可能です。

(委員)

先の意見で、春日井市の使用料体系について、10 m³までは 25 円で安価だと説明されていましたよね。現行の料金体系で 10 m³使用した際の金額を比較すると、春日井市が税抜 1,350 円である一方、半田市は 1,200 円なので、半田市の方が安いという認識はいいですね。利用者の多い 20 m³や 30 m³についても比較すると、半田市は春日井市より安いんです。一方、基本使用料を 210 円上げた場合、10 m³使用した場合については半田市が 60 円高いですが、20 m³使用した場合は 190 円、30 m³使用した場合は 290 円半田市が安いんです。10 m³については確かに半田市が高いですが、同じく利用者の多い 20 m³、30 m³については、むしろ半田市が安いという点は考慮すべきだと思います。

(会長)

春日井についても、基本使用料の割合を高めることで、経営の安定を図っていることが窺えます。

(委員)

私は、基本使用料を高め、薄く広く徴収する方が公平だと考えます。

(委員)

私は NP0 を経営していますが、例えば何年か後に大きな費用がかかるということが分かっているならば、それに向けて計画的に積み立てていかないと、事業として成り立たせることができません。そのことを考えると、やはり安定して収入可能な路線を行かなければならないと思います。確かに、安定経営のために基本使用料を増額すると、使用水量の少ない方の負担が増えるかもしれません。しかし、既に将来の費用が分かっている中で、それを将来世代に負担を押し付けないためにも、早い段階で安定経営を目指すべきです。一般の主婦としてもやっぱりそこは平等にすべきだと思います。先ほどから繰り返し述べられていますが、生活困窮世帯の方には、別のやり方で支援をしていけばよいのではないかと思います。

(会長)

皆様ありがとうございました。そろそろ意見も出尽くしたようなので、決を採ってもよろしいでしょうか。必ずしも多数決が良いというわけではありませんが、限られた時間の中で 1 つの結論を出すためにも、これまで出た様々な意見を踏まえたうえで、挙手していただければと思います。

では、シミュレーション①が良いと思われる方は挙手をお願いします。

「7 名挙手」

②がいいと思われる方。

「3 名挙手」

③がいいと思われる方。

「挙手なし」

ということで一番多かったのはシミュレーション①でした。よければ 3 名の方、議事録として記録するためにも一言ずつお願いできますか。ただ単に多数決で決定しましたではなく、議論の過程も非常に重要ですので。

(委員)

使用水量が必ずしもその世帯の経済状況を表すとは言いませんが、やはり所得が少ない世帯の負担が大きくなる状況は良くないです。下水道事業としては将来の備えが大事だと思いますけど、地域経済が良くない今、市民の暮らしを守るということも大事だと思います。

(委員)

私も半田市の景気が決して良いとは思っていません。生活に苦しんでいる人の率が増えているという実感があります。また、先ほど意見でありましたけれど、基本使用料の値上げをしたことにより、使用水量 0 の世帯が閉栓を選択するのではないかと、ということについても懸念しています。なお、経営の安定のため、基本使用料を一定程度上げることについては、特に異論はありませんので結構だと思います。

(委員)

10 m³から 20 m³の人は決して低所得者層というわけではありません。しかし、水需要の構造が昔から変化しており、1 人あるいは 2 人世帯が増加した結果、10、20 m³の世帯が増加してきています。その多数の世帯の負担感がどれだけかということは、やはり無視はできないと思います。例えば、10 m³の単身世帯の方が、今までは 1,045 円の支払だったのが、1,550 円という 5 割近い増加率で負担するというのは、生活感覚からいくとやっぱり負担が大きいのではないのかなと思います。そのため、今回はとりあえず経費回収率 100%を達成することのみに注力し、使用料体系の構造改革については、水需要の構造変化も見ながら、もう少し後に行っていけばよいのではないかとというのが私の考えです。

(会長)

ありがとうございました。苦渋の決断の部分がありますが、今回審議会としてはシミュレーション①の使用料体系案で答申をさせていただきたいと思います。そのうえで、先ほど議論であったとおり、現在のシミュレーション①の改定率は、目標改定率である 9.09%を少し下回っています。これを上回るように、改定後の金額を 810 円から 815 円とすることについて、事務局の考えをお願いします。

(事務局)

815 円に変更して構いません。最初は 10 円刻みの増額である 810 円の方が説明しやすいかと思いましたが、本日の議論を踏まえると、815 円の方が適切であると思います。

(委員)

条例の書き方や、システム対応で、何か不具合が出たりするケースもあるかもしれません。

(会長)

不具合が出ないかどうか事務局で一度検討していただき、その結論を了承することによろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ありがとうございました。続きまして、議事の「(3) 答申に記載する付帯意見につい

	て」を事務局から説明をお願いします。
【議題】 (3) 答申に記載する付帯意見について	(事務局) ・事務局による説明 (会長) ありがとうございました。次第に今後の予定が書いてありますが、第7回に上水道課と下水道課の答申をまとめて確定させるのですか。 (事務局) 第7回では答申案の確認をお願いします。その後事務局で整理をして、12月中ぐらいには答申を確定させたいと考えています。 (会長) 分かりました。ちなみに、本審議会の議事録については、答申本体には入りませんが、ホームページで公開されますし、市長に対してもお渡しすることとなります。 (事務局) 付帯意見については、本日いただいた意見を踏まえ、1か月程度を目途に事前にお渡ししようと考えています。 (委員) 付帯意見の(1)について、「適切な下水道使用料体系となっているか」の前に、「水需要の構造の変化を踏まえて」という文言を入れてほしいです。また質問ですが、(3)に「内部留保資金の目標額確保」とありますがよく分かりません。使用料収入が污水处理費Aを超えた部分については、内部留保が可能だと思いますが、今回の改定ではそれはないと思います。また、污水处理費Bを超えたとしても一般会計からの基準内繰入金の額が上下するだけで、収益というのは変わらないですよ。それなのにどうやって内部留保を行うのですか。 (事務局) 付帯意見の(1)については文言を追加します。内部留保資金については、現状はおっしゃる通りです。今後国の繰入基準が変わる可能性も考慮したうえで、中長期的な目標として記載しました。ただ単に経費回収率100%の維持だけを目標にしているのは、事故や災害といった緊急事態のリスクに備えることが出来ません。数年以内に内部留保資金を確保できるようになることはおそらくありませんが、国の繰入基準が見直され、半田市の污水处理原価Aを超えるようなことがあれば、内部留保の確保が現実的となってきます。そのため、将来的な展望も踏まえてこのように記載させていただきました。 (委員) ありがとうございます。あと付帯意見(2)の資金計画とはなんですか。 (事務局) これは経営戦略のことです。 (会長) 他に意見はありますか。とりあえず今日はこの案を持ち帰っていただきまして、意見がありましたら随時事務局に連絡いただければと思います。 (事務局)

	今後のスケジュールについて説明します。下水道使用料についての審議は本日で一旦終了となります。ありがとうございました。先ほど、会長が申し上げましたとおり、答申案については本日の議事録と合わせて事前に送付させていただきます。答申案の協議については、11月26日（水）に上水道課と合わせて行います。また、次回からは水道料金の審議に入ります。全3回の予定ですのでよろしくお願いします。 （会長） その他よろしいでしょうか。よろしければ議事を事務局にお返しします。 （事務局） ありがとうございます。それでは以上をもちまして、第3回水道料金等審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。
	（終了）